

第11回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月6日（月）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 山寄和雄
 - 7番 大野雅弘
 - 9番 大越久雄
 - 10番 中山雅夫
 - 11番 田中幸一
 - 12番 渡邊美代子
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 2名
 - 4番 花澤一弘
 - 15番 注連野千佳代
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和5年2月6日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、今日会長のほうが急遽欠席ということですので、職務代理のほうからご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。会長が急遽欠席ということでこういう席に座っていますが、何分不慣れで初めてですので、よろしくご協力をお願いします。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、本日欠席ということなので代理の山寄委員が行うこととなります。よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） それでは、よろしくご協力をお願いします。

ただいまより第11回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、花澤一弘委員、15番、注連野千佳代委員です。

◎議事録署名委員の指名

○会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、渡邊美代子委員、13番、根本雅史委員を指名します。よろしくお願いいたします

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長職務代理者（山寄和雄君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1及び2については、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1及び2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和5年1月23日付で申請書の提出があり

ました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人が所有する農地について、売買により所有権を取得しようとするものです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、下新田地先の農地2筆です。

次のページの許可申請書を御覧ください。譲渡人は、以前から耕作を依頼しており、自身では管理できないことから売却したいとのことです。

譲受人は、以前から耕作していましたが、自作地と隣接しており耕作上便利のため、購入したいとのことです。

農地法第3条の許可基準についてですが、総会資料7ページを御覧ください。全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありますが、用排水が確保できないことに加え、一帯が遊休化しており農地としての利用が困難なことから、要件を満たしております。

農機具等については、総会資料の4ページを御覧ください。トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、もみすり機、農用車等を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、総会資料の8ページを御覧ください。引き続き、農地の基準に従って耕作していくとのことです。

次のページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。現地調査の結果ですが、譲受人が今現在耕作しておりますので、いつも私も見ている田んぼなので、別に支障はないと思います。よろしく願いします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 分かりました。ご苦労さまでした。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

第1号議案1及び2は、申請としては別申請となるため、個別に採決を行います。

初めに、議案第1号の1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和5年1月11日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。場所は、林地先の農地1筆です。

次のページの許可申請書を御覧ください。譲渡人は酪農家で、今回売却により規模縮小となりますが、高騰している飼料代を補填するため所有農地を売りたいとのことです。譲受人は、勤務地に近く経営を拡大したいことから購入したいとのことです。

農地法第3条の許可基準についてですが、総会資料15ページを御覧ください。全部効率利用要件につきましては、君津市の農地に非耕作地がありますが、住所地の農業委員会に確認したところ、農地として復旧が困難な農地とのことから要件を満たしています。

農機具等については、総会資料12ページを御覧ください。トラクター、耕耘機、草刈機、ハンマーカッター、農用車等を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから要件を

満たしています。

地域との調和要件につきましては、総会資料16ページを御覧ください。引き続き、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

次のページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告ですが、私が担当委員となりますので、この場より説明させていただきます。

1月31日2時から、事務局、高橋さんと現地を見させていただきました。現地は既に管理されており何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長職務代理者（山寄和雄君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については、許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

- 事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明

いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の土地所有者1名から農地3筆、計600平方メートルを買い取り、特定建築条件付売買予定地として3区画を整備して分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和5年1月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の東側約80メートル、市街化区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料19ページから21ページに、許可申請書、排水計画図、土地利用計画図を添付しております。

土地の利用計画については、住宅用地として3区画を整備する計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水は、区画内に合併処理浄化槽を設置し、前面道路側溝へ排水し、雨水についても各区域内に雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分は前面道路側溝に排水します。

総会資料22ページから24ページに、販売できなかった場合の分譲地があった場合に建築する建物平面図及び立面図を添付しております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料25ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井委員、お願いします。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。1月25日、13時30分過ぎですけれども、事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現地は奈良輪小学校の東へ80メートルぐらいのところでありまして、現地は雑草が生えておりました。現地周辺は宅地化が進行している地区ですので、選定をしたようでございます。周辺に支障はないと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ありがとうございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。お願いします。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この物件問題ないと思いますけれども、先ほど説明の中で市街化区域に隣接しているという説明がありましたけれども、どの辺が市街化区域なのですか。大体でいいですけども。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 山田君、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。隣接と説明しましたが、線路の南側の方が市街化区域になっていて、西側は海側土地区画整理、袖ヶ浦駅周辺の市街化区域に近いという形になります。

○13番（根本雅史君） 線路から北側は調整区域となっているのですか。

○事務局（山田尚史君） はい。北側は調整区域になっています。

○13番（根本雅史君） 分かりました。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） では、質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1について、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内のNPO法人が市内在住の個人の所有する農地1筆に賃貸借権を設定して一時転用し、農業の用途を含めた産業用ドローンの保管及び講習会用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。一時転用の期間は、2年を予定しています。

なお、本件については、令和5年1月13日に申請書の提出がなされております。

総会資料26ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川公民館の北東側約850メートルに位置し、市の農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にあることから、農用地区域内にある農地となります。県の農地転用事務指針では、農用地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、転用許可の例外として規定されている仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められること及び市の定める農業振興地域整備計画の作成に支障を及ぼすおそれがないと認められることに該当するという事で、君津農業事務所に確認をしております。

次のページから許可申請書、土地利用計画図、設置する物置のカタログ、国土交通省の無人飛行機の安全な飛行のためのガイドラインの抜粋を添付しております。

土地の利用計画については、土地利用計画図のとおり、講習会参加者のための駐車場とドローンを収納する物置、残りがドローンの講習会を行うスペースとして使用する計画となっております。

この農地を選定した理由としては、国土交通省のガイドラインにより、重量100グラム以上のドローンの飛行を行う際は、周辺に第三者の建造物があると飛行の際に承認を受ける必要があることから、周辺に住宅などがなく農地が広がっている場所を選んだとのことです。

排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料35ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。1月27日、午前9時半頃に、事務局の山田さんと現地確認してまいりました。26ページの地図でも分かるように、フラワーラインの409にぶつかる手前ぐらいの位置で、私のうちの田んぼもその近所にありまして、この土地の周りは田んぼだらけで、少し離れたところに民家が多少あるというような場所でございます。この土地は、現在は耕作しておりませんので、草が生えた状況です。それで、このフラワーライン側の北側の土地の辺に木が結構植わってしまっていて、ちょっと果樹園という感じではなくて、現在は多分果樹も植えていないのかもしれないのですが、そう

いった形になって、中のほうは木が生えていない状態になっておりまして、物件の南側ですか、南側のほうですとドローンの試運転は可能ではないかなと思います。

参考に山田さんに確認したのですが、南側の土地所有者と西側の土地所有者には、一応こういうことをやるのだよという承諾を得ているということですので問題はないかと思えます。

以上です。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ありがとうございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。お願いします。

○14番（山口壹弘君） フラワーラインって広域農道のことでしょうか。

○16番（増田 勉君） 広域農道、こっち曲がってくるのが広域農道で、あの先がまたフラワーラインというらしいです。私もごくごく最近聞いたのですよ。あれ広域農道だと思っていたのだけれども。

○14番（山口壹弘君） 名前が違うのですか。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 山田君、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 市道の名称についてですけれども、広域農道というのは神納からこの上泉の信号を曲がって百目木公園の前のほうに抜けていくのが広域農道で、フラワーラインというのは、過去に市道の名称を募集した際につけたもので、フラワーラインという形で広域農道と市道の両方にかかっているという形になります。

○14番（山口壹弘君） フラワーラインって、以前袖ヶ浦の道路の名前をつけるときの委員をやっていたものですから。

○会長職務代理者（山寄和雄君） よろしいですか。

○14番（山口壹弘君） それでいいのですけれども、ここは道のすぐそばですから、練習とか講習会でやると言われましたが、わたしも、ドローンを持っていて飛ばしているのですけれども、初めての時ですが、すごく離れて行ってしまった時など危険です、本当に。自分で操作して、車が走っているところへ急に行ったら危ないですよ。慣れるまでは。

○16番（増田 勉君） 私が話しているのかな、現地見てきた人だから。私もそれをすごく心配したのですよ。初心者だから右に行くか左に行くか分からないと思ったのですけれども、実際にドローンを地上から上げる場所は、中側に近いほう以外にないのですよ。逆に言うとあの木にぶつかって道には行かないというようなイメージで、道路側には行けないというようなイメージに私は感じました。

○14番（山口壹弘君） 私がドローンの修了証をとる時は、まるっきり田んぼの真ん中に

持って行って、50メートル、100メートルないところで講習をやったのです、危ないから。ここで講習をやるというのですから、まるっきり初めて触る人がいるのかなど、ちょっと心配しただけなのです。

以上です。

○会長職務代理者（山寄和雄君） その辺は大丈夫ということで。

山田君、お願いします。

○事務局（山田尚史君） ただいま山口委員よりご質問のあったことについてですが、やはり現地確認の際に増田委員からも同じようなお話がありまして、その辺りにつきまして申請者のほう、ドローン協会、譲受人のほうにも、一応こういう形で提案があったから講習を行う際には十分に注意をして行ってくださいということで注意のほうは行っています。

○14番（山口壹弘君） 道のすぐそばだから、私の場合、買って1年たたないうちに、操作していたら自然にビューンって飛んでいってしまっ、後で全部調べてもらったらそういうことがあります。ありますでは受け取れないからちゃんと直してくれと言いましたけれども、何かそういうことがあるらしいのです。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 分かりました。

ほかに質疑ある方、よろしくお願いします。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この案件は2年間の一時転用というお話ですが、これ駐車場があるのですけれども、碎石を敷いたりとかするのでしょうか。要は2年後にまた農地に戻せるのかどうかみたいな話なのですが、その辺いかがでしょうか。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。この点につきましては、中に碎石を敷いたりする予定があるのか譲受人に確認した所、2年間の転用で一時的なので、木を切ったり、碎石を入れたりとかは考えずに、現状のままでも車を入れることは可能なので、現状のままで使っていきたいということでした。

以上です。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ほかに質疑ある方、よろしくお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） では、質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人2名が、市外在住の土地所有者から農地1筆1,021平方メートルを所有権移転し専用住宅を建築しようとする案件であり、令和4年2月7日の農業委員会総会を経て、令和4年3月29日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。

総会資料の36ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約850メートルに位置する農地です。

総会資料の37ページから変更承認申請書、顛末書、変更後の工事工程届、当初申請時の土地利用計画図となっております。

今回の申請は、当初の工事期間内に工事が終了しなかったことから期間を延長しようとするもので、工事の内容についての変更はございません。

41ページに現地写真を添付しております。

現地は、造成及び土留め工事までは完了していますが、住宅の建築工事は始まっておりません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ありがとうございます。

事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については承認相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市内で保育園を経営する法人が、市内在住の個人の所有する農地1筆に賃貸借権を設定し、駐車場用地として整備しようとする案件であり、令和4年11月7日の農業委員会総会を経て、11月29日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。

なお、農地以外の土地を含んだ事業全体の面積は、461.77平方メートルです。

総会資料42ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦高校の東側約300メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料の43ページから変更承認申請書、変更後の工程表、変更前後の土地利用計画図、変更理由書を添付しております。

土地利用計画については、駐車場台数の変更はございませんが、隣接地へ碎石が飛んだり車両が転落するのを防止するため、単管パイプの車止めやのり面のアスファルト補

強の実施、それに伴う駐車スペース配置の微調整等を行う計画となっております。

総会資料48ページに現地写真を添付しております。

現地は、整地及び砕石敷きまで完了しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） ありがとうございます。

事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については承認相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認について

○会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、議案第4号 令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号の令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号は、別冊となっております。5ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が3件となっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1 ページから 2 ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第 4 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 賛成全員でございます。

よって、議案第 4 号については、原案どおり可決されました。

◎報告事項

○会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、日程第 3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第 7 号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件についてご報告いたします。

議案の 4 ページから 6 ページを御覧ください。今回報告する案件は、令和 4 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに専決処分した案件となります。

初めに、協議報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の提出は、3 件でございました。

次に、協議報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約の通知は、1 件でございました。

報告は以上でございます。

◎その他

○会長職務代理者（山寄和雄君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○会長職務代理者（山寄和雄君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○会長職務代理者（山寄和雄君） これをもちまして第11回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時35分 閉会